

本施設の運営については、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおける評価結果で「見直しを行う」とされ、これを受けて設置した「国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)総合ビジョン策定検討会」において、新しい基本指針を定めるとともに、平成23年度から公募により委託先を選定することとされたところである。

本施設については、障害者(団体)による利用率の向上を図ることが課題の一つであることから、各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」についても引き続き本センターで実施する予定であるので、積極的な参加及び関係機関への周知をお願いしたい。

(資料2-12) 国際障害者交流センターの概要

(6) 行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、基金事業の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」による情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」(絵で見る心の身だしなみ)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

(7) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第22回試験（平成22年度）の合格発表が平成23年1月31日（月）に行われたところである。（資料2-13）

第23回試験（平成23年度）についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第23回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成23年10月1日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成23年10月2日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

(8) 補装具について

ア 利用者負担の見直しについて

平成22年12月3日に成立した整備法により、利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行予定）が行われることとなっており、補装具費に係る利用者負担についても応能負担を原則とするとともに、障害福祉と介護保険のサービス及び補装具費に係る利用者負担を合算し負担を軽減する（高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス費等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給）こととしている。

具体的な取扱いについては、別途ご連絡することとしているので、ご留意いただきたい。（障害福祉課資料「障害者自立支援法等の改正について」を参照されたい。）

イ 補装具費の基準額の改定について

平成23年度の補装具費の基準額改定は予定していないので、ご了解願いたい。

ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差

し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）ので、適用に当たっては、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

エ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、（財）テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等への周知に配慮願いたい。

なお、平成22年度において基金事業のメニューに新たに追加した「障害者自立支援機器普及促進事業」により自立支援機器を整備しモニター評価を行った場合においても、本システムを活用して障害当事者の福祉用具に対するニーズについて情報提供をお願いしたい。

（参考 URL：<http://www.techno-needs.net/>）

（9）身体障害者補助犬の普及啓発について

身体障害者補助犬法施行後8年が経過しているが、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、補助犬に関する国民の理解をより一層促進するため、平成22年11月に、新たに補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット、ステッカーを作成し、各都道府県等に配布したところである。

各都道府県等においては、掲示、配布を行っていただくほか、職場研修等で使用していただき、その周知徹底を図られるようご協力願いたい。

（資料2-14、2-15、2-16）

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

資 料

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表(案)

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 ～ 6 (同右)</p> <p>(別記1) (同右)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p>	<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が<u>その有する能力及び適性に</u>応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p>

1 ～ 3 (同右)

4 留意事項

(1) (同右)

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを
含む。

ア (同右)

イ 「要約筆記者」

(ア)「要約筆記者」・・・都道府県が実施する要約筆記者養成
研修事業(同事業に準じて市町村が実施する事業を含む。)
において「要約筆記者」として登録された者

(イ)「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する
奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登
録された者

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1 ～ 3 (同右)

1 ～ 3 (略)

4 留意事項

(1) (略)

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを
含む。

ア (略)

イ 「要約筆記者」

「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する奉
仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録され
た者

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1 ～ 3 (略)

<p>4 留意事項</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営する<u>福祉用具情報システム(TAIS)</u>の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。</p> <p>(3) ～ (4) (同右)</p> <p>(別記4) ～ (別記5) (同右)</p> <p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">その他の事業</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(12) <u>地域移行のための安心生活支援事業</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>障害者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することに</u></p>	<p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営する<u>テクニカルエイド情報システム(TAIS)</u>の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(別記4) ～ (別記5) (略)</p> <p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">その他の事業</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p>
--	--

より、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

2 事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援策等を盛り込んだプラン(以下、「地域移行推進重点プラン」という。)を作成し、これに基づき、障害者の地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支援する。

なお、(1)地域安心生活支援体制強化事業の「ア 緊急時相談支援事業」については、必ず実施することとする。

(1)地域安心生活支援体制強化事業

ア 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

イ 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

ウ 地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供する。
(自立支援給付費の報酬の対象となるグループホーム・ケアホームへの体験的な入居は除く。)

エ コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

<p>(2) <u>地域移行特別支援事業</u> <u>地域安心生活支援体制強化事業を実施するとともに、障害者の移動支援やコミュニケーション支援等障害者の地域での活動支援を実施する。</u></p> <p>3 <u>留意事項</u></p> <p>(1) <u>地域移行推進重点プランの作成にあたっては、地域生活を希望する者や在宅の障害者のニーズ等を把握するとともに、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を担う地域自立支援協議会等の意見を踏まえる等、地域のニーズを踏まえた支援策を盛り込むこと。</u></p> <p>(2) <u>地域移行推進重点プランについては、上記(1)及び(2)の支援策の具体的な対象者、具体的なサービス提供体制、支援策の効果等を盛り込むとともに、グループホーム・ケアホームの整備や精神障害者アウトリーチ推進事業との連携に関する事項などの支援策についても総合的に盛り込むこと。</u></p> <p>(別記7) ～ (別記8) (同右)</p> <p>(別記9)</p>	<p>(別記7) ～ (別記8) (略)</p> <p>(別記9)</p>
--	---------------------------------------

サービス・相談支援者、指導者育成事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業
<p>1 目的（同右）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ～ (4)（同右）</p> <p>(5) 手話通訳者・<u>要約筆記者養成研修事業</u></p> <p>ア 事業内容</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(ア) 平成10年7月24日障企第 63 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成 年 月 日障企自発第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「<u>要約筆記者の養成カリキュラム等について</u>」を基本に実施すること。</p> <p>(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験</p>	<p>1 目的（略）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ～ (4)（略）</p> <p>(5) 手話通訳者養成研修事業</p> <p>ア 事業内容</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する。</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。</p> <p>(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験</p>

を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者又は要約筆記者(以下「通訳者等」という。)としての登録を行うこと。登録した通訳者等に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者等については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、当分の間、要約筆記者については、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができる。

(別記10) ～ (別記11) (同右)

を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(別記10) ～ (別記11) (略)